

令和 5 年度皇學館中学校入学試験に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

1. 基本的な考え方

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という）の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、その感染拡大リスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生や試験監督等の入試に携わる職員が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、いかにして感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要と考え、取り組みを進める。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

①試験教室座席間の距離の確保

予め感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、原則1メートル程度の間隔を確保する。

②マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験会場内におけるマスク着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行う。また、試験会場入口や試験教室ごとに速乾性アルコール製剤を配置する。

③試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温を測定することを要請する。また、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保する。

④別室の確保

体調不良者のための別室を設ける。別室においては、基本的に原則2メートル程度の間隔での座席配置を行う。

⑤試験室の机、椅子の消毒

試験前日はアルコール消毒液を使用した拭き取りを行う。

⑥プレゼンテーション試験の実施

プレゼンテーション試験については、受験生と評価者との距離は原則2メートル以上を確保し、飛沫感染防止策を徹底する。

⑦トイレの使用

入口において混雑を避けた利用、利用後の手洗いを促す案内紙を掲示し、換気に注意を払う。

⑧試験終了時の試験室からの退出方法

終了時の混雑を避けるため、予め試験教室ごとまたは教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておき、一定間隔を空けて退場させる。

⑨付添者控室について

受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、付添者控室については原則設置しない。

⑩保護者、学習塾関係者の送迎

試験会場入り口（生徒玄関）までの屋外を可とし、試験教室までは入場させない。

⑪試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや、感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避する。

また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑫関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験教室ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるが生じるので、必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築する。

⑬新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

入学試験における専用電話は中学校入試広報部担当とする。

(TEL 0596-23-1398)

(2) 試験当日の対応

①入場前の対応

必ず自宅で検温を行い、発熱（37.5 度以上）がないことを確認したのちに登校することを要請する。また発熱があった場合は追試験の受験を促す。

②マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内ではマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付ける。休憩時間も他者との接触、会話を極力控えるよう要請する。また、試験監督者等も同様の対応を求める。

③「健康状態確認票」記入の義務付け

試験当日の朝に「健康状態確認票」の記入を義務付け、登校後に提出させることで、感染の拡大防止に細心の注意を払うとともに、感染が判明した場合、地域内の保健所が迅速に対応できる資料とする。

④試験室ごとの手指消毒の実施

試験教室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付ける。また、試験監督者等も同様の対応を求める。

⑤換気の実施

1科目終了ごとに、10分程度開放する。さらに50分以上の試験時間科目は25分間隔で扉等を開放し換気する。

⑥試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験会場内ではマスクを廃棄しないこと、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行う。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については試験終了後1週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うよう要請する。

②保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行う。

3. 受験生に対する要請事項

①感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、毎朝、体温測定を行い、体調の観察を行うこと。

②医療機関での受診

発熱・咳等の症状がある受験生は予め医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中または自宅や宿泊施設において療養中の者、試験当日提出の「健康状態確認票」にて体調不良と認められる者は受験できない。なお、本校は新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を受験要件にしない。

④受験の取り止め

本校ホームページ、インターネット出願システムを通じて、追試験の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、別日程への振替受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、別日程への振替受験等を検討すること。

また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験会場では常に着用すること。休憩時間における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥「健康状態確認票」記入の義務付け

感染の拡大防止に細心の注意を払うため、試験当日の朝の検温と「健康状態確認票」に必要事項を記入し、登校後に提出すること。

⑦試験当日の服装

試験当日、試験教室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。

⑧予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑨「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

以上